

むかわ町再生可能エネルギー発電事業と自然環境等との調和に関する条例
(案)

(目的)

第1条 この条例は、むかわ町の自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関し必要な事項を定め、もって自然環境等に配慮した持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 再生可能エネルギー発電事業は、町、事業者、町民その他の関係者が相互に連携し、地域の活力向上及び持続的発展に資するように行わなければならない。

2 再生可能エネルギー発電事業は、その実施に当たり、生活環境、景観その他自然環境等への影響に十分配慮し、適正に行わなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源のうち太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備の設置及び当該設備による発電を行う事業（以下「発電事業」という。）をいう。
- (3) 事業区域 発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 発電事業を行う者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 周辺関係者 発電事業の実施により、生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。

(適用を受ける事業)

第4条 この条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計（以下「発電出力」という。）が10キロワット以上の発電事業に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては、この条例は適用しない。

2 この条例の規定は、既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、前項に規定する発電出力以上となる事業においても適用する。

(町の責務)

第5条 町は、この条例の目的及び基本理念に基づき、関係法令との整合を確保し

つつ、適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止並びに自然環境等への影響の低減に十分配慮するとともに、周辺関係者との良好な関係の形成に努めなければならない。

2 事業者は、発電事業を行うにあたり、地域との共生を図るために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、地域との共生に支障を生じないように、再生可能エネルギー発電設備の適切な管理に努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域に係る土地を適正に管理しなければならない。

(町民の責務)

第8条 町民は、この条例の目的及び基本理念に基づき、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(禁止区域)

第9条 町長は、災害の防止、良好な自然環境、住環境等の保全のため、特に必要と認められる区域を禁止区域として指定することができる。

2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。ただし、事業区域及びその周辺区域の状況、設備の種類や規模その他の事情を勘案し、支障がないと町長が認めるときは、この限りでない。

(区域の指定)

第10条 前条に規定する禁止区域は、次のとおりとする。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する砂防指定地

(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物の存する区域

(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条に規定する保安林

(4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(5) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第56条第1項に規定する河川予定地

(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(7) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域

(8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

(9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
（抑制区域）

第11条 次に掲げる区域のうち規則で定める区域（以下「抑制区域」という。）を事業区域として発電事業を行おうとする事業者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域

(2) 自然環境、景観、生活環境等の保全が必要であると認められる区域

(3) 自然災害の発生が危惧される区域

(4) 歴史的又は郷土的な特色を有する区域

2 前項の規定による許可（以下「設置許可」という。）を受けようとするときは、再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する日の60日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に必要な図面等を添付して、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 再生可能エネルギー発電設備の設置の場所

(3) 事業区域の位置及び面積

(4) 再生可能エネルギー発電設備の出力

(5) 発電事業の内容及び実施予定期間

(6) 再生可能エネルギー発電設備の設置計画に関する事項

(7) その他規則で定める事項

（配慮事項）

第12条 町長は、発電事業を行うにあたり特に配慮が必要な事項（以下「配慮事項」という。）として、事業者に適切な対応を求めることができる。

2 配慮事項は、規則で定める。

（事前協議）

第13条 次に掲げる事業者は、再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請（以下この項において「認定申請」という。）を行い実施する再生可能エネルギー発電事業にあっては認定申請の前に、認定申請を行わず実施する再生可能エネルギー発電事業にあっては第11条第2項の規定による申請又は第19条第1項の規定による設置の届出の前に、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、あらかじめ町長に提出するとともに、当該事業計画について、町長と協議しなければならない。

(1) 第11条第2項の規定による設置許可の申請をしようとする事業者

(2) 第19条第1項の規定による設置の届出をしようとする事業者

2 町長は、前項の協議があったときは、当該事業者に対し、発電事業に係る必要な指導及び助言をすることができる。

(周辺関係者への説明等)

第14条 事業者は、前条第2項の規定による事前協議が終了し、第11条第2項の規定による設置許可の申請又は第19条第1項の規定による設置の届出をしようとするときは、周辺関係者に対して説明会又はその他の方法により、あらかじめ事業計画について説明しなければならない。

2 事業者は、前項の説明をするときは、周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 周辺関係者は、第1項の規定による説明を受けたときは、事業者に対して、事業計画に関する意見を申し出ることができる。

4 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした周辺関係者と誠意をもって協議しなければならない。

5 事業者は、第1項の規定による説明をしたとき又は前項の協議をしたときは、速やかにその結果について町長に報告しなければならない。

(許可の基準)

第15条 町長は、第11条第2項の規定による設置許可の申請があったときは、当該申請に係る事業計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

(1) 事業区域(第26条において準用する第11条第2項の規定による設置許可の申請に係る事業区域を除く。)に禁止区域を含まないこと。

(2) 設置する再生可能エネルギー発電設備が、電気事業法(昭和39年法律第170号)、再エネ特措法その他関係法令に適合していること。

(3) 前条第2項の説明会及び同条第4項の協議を適切に実施していること。

2 町長は、設置許可に関し、自然環境、景観、生活環境等の保全について次に掲げる審議会等に意見を聴くことができる。

(1) むかわ町環境審議会

(2) むかわ町都市計画審議会

(3) むかわ町まちづくり委員会

(4) むかわ町開発事業審査会

3 町長は、自然環境、景観、生活環境等の保全のため必要があると認めるときは、設置許可に条件を付すことができる。

(標識の表示)

第16条 設置許可を受けた事業者(以下「設置許可事業者」という。)は、当該設置許可に係る設置事業(以下「許可事業」という。)を実施している間、当該許可事業の事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

(変更の許可)

第17条 設置許可事業者は、第11条第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更について町長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 変更許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

3 設置許可事業者は、第1項ただし書の軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、町長に届け出なければならない。

4 第11条第2項及び第12条から前条までの規定は、変更許可について準用する。

(許可の取消し)

第18条 町長は、設置許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可又は変更許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。

(2) 設置許可又は変更許可を受けた後、1年以上、正当な理由がなく再生可能エネルギー発電設備の設置又は変更の工事に着手しないとき。

(3) 第15条第1項（前条第4項において準用する場合を含む。）に規定する要件を満たさない設置事業を行ったとき。

(4) 第15条第3項（前条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

(5) 前条第1項の規定に違反して変更許可を受けずに設置事業を行ったとき。

(6) 第29条の規定による命令に違反したとき。

(届出)

第19条 事業者は、禁止区域及び抑制区域を除く本町の区域（以下「その他の区域」という。）内において発電事業を行おうとするときは、再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する日の60日前までに、周辺関係者への周知状況を記録した書面を添えて、事業計画について、規則で定めるところにより、町長へ届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 設置事業の着手予定日及び完了予定日

(3) 事業区域の所在地、面積及び土地の形状

(4) 再生可能エネルギー発電設備を設置する位置、構造及び発電出力

(5) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理計画（発電事業の廃止後において行う措置を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び町長が必要と認める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更を除く。

4 町長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し意見を求めることができる。

5 第12条から第16条までの規定は、変更届出について準用する。

(協定の締結)

第20条 町長は、事業者に対し、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電設備の運用並びに災害時及び事業廃止後の措置に関する協定の締結を求めることができる。

2 事業者は、前項の締結を求められたときは、協定の締結に向けた協議に応じるよう努めなければならない。

(工事完了の届出)

第21条 第19条第1項の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。当該事業を中止したときも、同様とする。

(廃止の届出)

第22条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項で届け出た再生可能エネルギー発電設備設備を廃止するときは、当該設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 事業者は、前項に定める措置が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、町長へ届け出なければならない。

(維持管理)

第23条 事業者は、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないよう、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(侵入防止措置)

第24条 事業者は、事業区域内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないよう、フェンスを設置する等侵入防止措置及び安全対策を講じなければならない。

(地位の承継の届出)

第25条 相続、合併、分割、譲受その他の事由により、事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかに町長にその旨を届け出なければならない。

(第9条第2項ただし書きの規定による場合の手続き等)

第26条 再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理について、第9条第2項ただし書きの規定に基づき取り扱うこととする場合は、第11条から第18条まで、第20条から第25条まで及び第27条から第32条までの規定を準用する。この場合において、第11条第1項中「抑制区域」とあるのは「禁止区域」と、第11条第2項中「設置許可」とあるのは「禁止区域における設置許可」と、第15条第1項第1号中「事業区域（第26条において準用する第11条第2項の規定による設置許可の申請に係る事業区域を除く。）に禁止区域を含まないこと」とあるのは「事業区域及びその周辺区域の状況、設備の種類や規模その他の事情を勘案し、自然環境等の保全に支障がないこと」と読み替えるものとする。

2 第1項の規定により準用する第11条第2項の規定による申請があったときは、町長は、第15条第2項第1号に規定するむかわ町環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の場合において、町長は、必要に応じ、第15条第2項第2号から第4号に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

4 町長は、第1項の規定により準用する第15条第3項及び第20条第1項の規定により許可に条件を付し、又は協定の締結を求める場合は、禁止区域における事業の特性を考慮し、災害の防止及び自然環境等の保全のため特に厳格な措置を求めるものとする。

（報告の徴収及び立入検査）

第27条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は町の職員に事業者の事務所若しくは事業区域に立ち入らせ、必要な調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導、助言及び勧告）

第28条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じようよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第9条の規定に違反して、禁止区域を事業区域としている者（第26条第1項の規定により準用する場合を除く。）

(2) 第13条第1項（第17条第4項及び第26条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事前協議をせず、又は虚偽の内容で事前協議を行った者

(3) 第16条の規定による標識の設置をせず、第14条第1項の規定による説明会の開催をせず、又は第14条第4項の規定による協議を行わなかった者

- (4) 設置許可又は変更許可を受けないで発電事業を実施する者
- (5) 第15条第1項各号に定める基準等に違反して、発電事業を実施する者
- (6) 第19条第1項又は第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出をした者
- (7) 第1項の規定による指導に正当な理由がなく従わない者
- (8) 第27条の規定に違反して、報告をしない者
- (9) 第27条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対する答弁を忌避し、若しくは虚偽の答弁をした者
- (10) 再生可能エネルギー発電設備等の維持管理が適切になされておらず、又は極めて不完全であるために、災害が発生し、又は自然環境、景観、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合において、当該発電事業等の維持管理を行う者

3 事業者は、前2項の規定による指導、助言又は勧告を受けたときは、当該指導、助言又は勧告により講じた措置等その対応の状況について、速やかに町長に報告しなければならない。

(命令)

第29条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

2 事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令により講じた措置等その対応の状況について、速やかに町長に報告しなければならない。

(公表)

第30条 町長は、前条第1項の規定による命令を受けた事業者が当該命令に正当な理由なく従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表を行う場合において、当該事業に係る協定が締結されているときは、当該協定の全部又は一部について、解除を求め、又は協定の内容について再協議を求めることができる。

3 町長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び道への報告)

第31条 町長は、事業者が第28条第1項及び第2項の規定による指導、助言若しくは勧告又は第29条第1項の命令に従わないときは、その内容及び事実を関係書類を添えて国及び道へ報告することができる。

(罰則)

第32条 第29条第1項の規定による命令に正当な理由なく従わないときは、5万円

以下の過料に処する。

(国等の特例)

第33条 国又は地方公共団体が行う発電事業は、この条例を適用しない。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にその設置工事に着手する発電事業について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、第21条から第25条までの規定は、再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手した時期にかかわらず、第4条第1項に該当する発電事業の全ての事業者について適用する。

4 この条例の施行の際現に設置又は設置工事に着手している再生可能エネルギー発電設備の増設若しくは更新することにより当該発電事業が、第4条第1項に該当することとなるときは、附則第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。

5 第11条第2項及び第19条第1項の規定による申請又は届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。